

随意契約結果(業務委託)

様式14

鶴見区発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和7年度鶴見区広報紙企画・編集業務委託	その他	株式会社 トライアウト	5,794,800	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
2	万博に向けた機運醸成の取組み事業用Osaka Metoro内ホームドア広告設置業務委託	その他	株式会社 大阪メトロアドエラ	1,615,757	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	-
3	令和7年度住民主体の地域福祉ネットワーク活動推進事業用業務委託	その他	社会福祉法人 大阪市 鶴見区社会福祉協議会	30,691,320	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	-
4	令和7年度 鶴見区こどもの学習支援事業業務委託	その他	株式会社 トライグループ	13,563,440	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度鶴見区広報紙企画・編集業務委託

2 契約の相手方

株式会社トライアウト

3 随意契約理由

区の広報紙作成に伴う企画・編集（広報紙のデザイン）業務については、事業者の持つデザインについての豊富な技術や知識、経験が重要であり、それらの内容によって事業の成果に相当の差異が生じると考えることから、地方自治法施行令 167 条の2 第1項第2号により、プロポーザル方式による事業者の選定を行った結果、上記業者が総合的に優れた提案を行ったため、契約締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の2 第1項第2号

5 担当部署

鶴見区役所総務課（政策推進）（06-6915-9683）

様式 15

随意契約理由書

1 案件名称

万博に向けた機運醸成の取組み事業用 Osaka Metro 内ホームドア広告設置業務委託の妥当性について

2 契約の相手方

株式会社大阪メトロ アドエラ

3 随意契約の理由

本業務は、令和7年4月13日に開幕する大阪・関西万博を区民に身近に感じてもらうため「万博への興味・関心度」の向上を図り、来場意向度を高めることを目的とするものである。

各区においては、令和5年度から機運盛り上げ事業を実施しており、当区ではこれまで視覚に訴える広報活動を中心に進めてきた。令和6年度には、通勤通学時に多くの人々が利用し、視覚効果が高いと考えられる駅を中心に広告を設置し、OsakaMetro 内ホームドア広告についても年度内の設置を予定している。なお、Osaka Metro 横堤駅（乗降客数約17,000人／日）、鶴見緑地駅（約10,000人／日）は、当区在住または在勤の方がよく利用しているところである。

ホームドア広告は市内の地下鉄の中で唯一鶴見緑地線一部の駅で行われており、近隣では京橋駅で活用されているものであり、広告場所の確保のみならず斬新さもありアピール効果も高いところである。

このため、令和7年度もホームドア広告を継続して行うが、本ホームドア広告設置は、専ら、Osaka Metro の子会社アドエラ（Osaka Metro Group では、令和3年4月に、それまで株式会社大阪メトロサービスの一部門が担っていた地下鉄、駅、バスなどの交通広告事業について、交通広告のDX等の事業拡大をめざし、広告事業を独立子会社化して株式会社大阪メトロ アドエラを設立した。）のみが行っているところである。

それによって、Osaka Metro が所管する横堤駅及び鶴見緑地駅構内に広告を設置するには、Osaka Metro に唯一広告を掲出することができる株式会社大阪メトロ アドエラと業務委託契約を締結する必要がある。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するとみなし、株式会社大阪メトロ アドエラを特名し、随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当者

鶴見区役所総務課（政策推進）

様式 15

随意契約理由書

1 事業名称

「令和7年度住民主体の地域福祉ネットワーク活動推進事業 業務委託」

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市鶴見区社会福祉協議会

3 随意契約理由

本事業は、専門的知識や経験を有したCSWや地域の身近な相談窓口であるつなげ隊の配置により、住民が主体となって取り組む地域福祉活動の推進やネットワーク構築を図るものである。

本事業の目的である「住民が主体となった地域福祉活動の仕組みづくり」を鑑みた場合、高齢者や障がい者などの要支援者に限らず健康づくりや生きがい対策など活動的な区民ともつながる必要がある。

本事業の目的に適った実効性のある業務を遂行するためには、その性質上従来から区内全12地域を対象に地域住民の身近な相談窓口として機能し、区内各地域とのネットワークや区内の福祉活動に関する情報やノウハウを有する団体であることが前提となる。さらに、当区と密に連携することができる団体であることが必要不可欠である。

社会福祉法人大阪市鶴見区社会福祉協議会（以降、区社協という）は、社会福祉法に基づき、社会福祉、保健、医療などの関係者及び区内の各種団体が集まって構成され、これまでから「安心して暮らせるまちづくり」を目指して各種事業（高齢者食事サービス・ふれあい喫茶・子育てサロン等）を推進し、地域福祉サービスの向上に取り組んでいる非営利の福祉団体である。また、当区と区社協は平成26年4月に鶴見区における地域福祉の推進に資することを目的に「地域福祉活動の支援にかかる連携協定」を締結している。

区社協は、平成3年度から区内12地域において地域振興会や地域社会福祉協議会、民生委員等、各種団体等の方々と構成され最も地域住民に身近な相談支援機関である「地域ネットワーク委員会」の活動支援や情報提供などを行う事務局としての役割を担っているほか、「地域の情勢に明るく地域住民の一人一人の顔が見える活動」を日ごろから行っている。区社協は、そういった活動を行うことにより区内各地域の団体や住民とつながりを深め、当区における地域福祉推進の中心的な担い手としての役割を果たしている。

区内には要支援者の相談窓口として地域包括支援センターを運営する社会福祉法人が区社協をはじめ複数存在しているが、それぞれの地域包括支援センターの担当圏域は介護保険事業の日常生活圏域であるため、その活動範囲は限定的であり、その対象者も限定的である。そういった点で、従前から対象者を限定せず広く地域住民を対象に区内全12地域で事業を展開している団体は区社協の1団体のみである。

このため、本事業の目的を達するためには、その性質上、すでに本事業の目的との親和性が高い「地域ネットワーク委員会」活動の事務局を行っている区社協のみが事業実施が可能であり、他の事業者では実効性のある事業実施が見込めないところであり、これは地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当する。

以上のことから、区社協と特名随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

保健福祉課（高齢者支援）

様式 15

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 鶴見区こどもの学習支援事業業務委託

2 契約の相手方

(株) トライグループ

3 随意契約理由

この事業の対象となる児童生徒は、学力も状況も個々に異なり、各々の児童生徒に寄り添った支援が必要である。事業の性質上、契約相手方の持てる能力や経験により事業成果に相当の差異が生じると認められる。そのため、この事業を実施するにあたっては、民間事業者の持つ不登校児童生徒への支援に関するノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用する必要がある。

よって、定められた仕様書によって価格のみで判断する競争入札方式ではなく、事業者の自由な発想による企画提案に対する評価を総合的に判断する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当するとみなし、公募型プロポーザル方式を採用する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

鶴見区役所保健福祉課（子育て支援）（電話番号 06-6915-9129）